

参考資料1	令和7年11月21日 第33期青少年問題協議会 第2回専門委員会
-------	--

委員の皆様からいただいた御意見について(第33期青少年問題協議会第1回専門委員会)

(1) 「子ども・若者の意見聴取反映の考え方」への御意見

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	子どもの意見を聞くということがどうして大事なのか、子どもにとって、あるいは政策や事業を担当する人、支援者、保護者にとって、どうしてそれが大事なのかを示す具体的な事例や有効性を集めて整理をしていくよ。	手引き(素案)の「第1章子ども・若者の意見聴取・反映の考え方」の「2こども基本法」に国がこども大綱に定めるこども・若者の社会参画の意義を記載するとともに、「4豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の考え方」に区としての考え方を明記しました。
2	このプロセスは、「社会的信頼」にもつながるものではないかと思う。声を上げてもどうせ聴いてもらえない、など冷めている、諦めているといったアクションステップと逆の方向性があったとしても、社会的信頼が高まれば、気持ちのスパイラルが良い方向に改善していくのではないかと思う。この取組は社会的信頼を積み重ねる取り組みであるということに非常に価値を感じると共に、これらが社会的信頼を醸成していくことは、子ども・若者施策の根底に関わる重要な要素であると思う。	具体的な事例や有効性の整理についても、進めて反映させていきたいと考えています。

(2) 「意見聴取の対象となる子ども・若者について」への御意見

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	「若者」の整理について家族を持つ若者と持たない若者では意見が異なるので考慮する必要があるのではないか。	手引き(素案)の「第2章意見聴取の対象となる子ども・若者」の若者(共通)に留意事項として記載を追加しました。
2	例えば、外国にルーツを持ち、かつ経済的に困難な家庭に身を置いている乳幼児といった複数の枠組みに該当していて、声を聽かれにくい子がいるように思います。複合的な課題を抱えている子ども・若者といった位置づけが一つあってもよいかと思います。	手引き(素案)の「第2章意見聴取の対象となる子ども・若者」の声を聽かれにくいポイントの6。「1~5のポイントを複合的に持つ子ども・若者」の記載を追加しました。

(3) 「子ども・若者の意見を聴く仕組み」への御意見

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	各事業の別に聴いていくのか、事業と対象をどのように絡めて考えていくのか、我々の中でも共通認識を持つことが整理につながるのではないか。	「状況に応じた子ども・若者へのアプローチにあたっての留意事項」と、「状況に応じた声を聴く仕組み」について、本日の議題とさせていただきます。
2	この仕組なり意見を聴くことの大切さをきちんと盛り込み、各事業の所管課等に対してこの考え方を浸透させていくことが目指されていく形になろうかと思います。事業も対象者もあまりに多いので、どのように進めていくかがとても難しいところです。	ご審議いただいている内容等を踏まえて、子ども・若者施策に初めて携わる職員向けの手引きとしてまとめたいと考えています。これにより必要な情報を一元化し、職員へ周知することで、庁内における共通認識を醸成していきたいと考えております。
3	障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、乳幼児期の子どもに関してもできる限り当事者の意見を聽けるような手法や方法を検討した上で、当事者の意見を聴くことが難しい場合には、その子どもを支援する方から話を聴く必要性が出てくると思います。	「手引き第3章1(3)【3】意見を聴く子ども・若者の決め方(P16)」、「同(4)【2】代弁の在り方(P17)」に必要性を整理したいと考えております。
4	このような講座を受けてみたい、これが叶つたらいいな、といった出来上がった場の各事項に対する子どもの声の反映は、現在できていると思います。さらには図書館の指定管理者の選定等、行政施策の方針決定の場に子ども・若者が委員として参画していくよといいます。これは、形式的な参加ではあまり意味がなく、社会的な信頼と実質的な意見反映が積み重ねられた先に自然にあるものだと思いますので、そういう視点からの1年後、5年後に実現可能な目指す社会像や政策図を考えながら描けるよいのではないかと思います。	「子ども・若者の意見聴取・反映と政策」について本日の議題とさせていただきます。
5	参加と意見尊重は、当事者や関係者全体に関連した政策であると感じる。決定への参加とは、「政策・計画レベル（作るところも・評価するところもある）」・「事業レベル（利用者会議）」・「プログラムレベル（活動やプログラム）」・「援助レベル」「日常レベル（保護者や地域）」に大別でき、どのレベルでも全体において子どもの意見を尊重することが非常に大切であり、そうでないと社会的信頼にはつながっていないのだと思います。	「子ども・若者の意見聴取・反映と政策」について本日の議題とさせていただきます。
6	青少年問題協議会全体で考えていく必要があると感じたのは、子ども・若者総合計画のそれぞれの事業を評価検証していくにあたって毎年全ての事業について自己点検評価を書いてもらっていますが、そこに、子どもの権利委員会の評価検証を併せて評価し、繋げていく仕組みを構築できるよいと思います。	今年度の子どもの権利委員会では、前計画で検証をいたしました項目を踏まえて、新しい計画ではどのような検証項目にするのかということを検討いただいております。子どもの意見聴取・反映については、両審議会に係る項目であることも鑑み、今後は、両審議会の取組内容を共有させていただく方向で考えております。

7	評価報告書の作り方には区の方針があると思いますが、ここまで精密さはどうしても必要なのか、あるいはもう少し簡略化できるのかなどの検討ができると思います。	今後の事業評価については、従来の事業目標への状況に対する評価に加えて意見聴取・反映の状況についても評価する必要性があると考えており、これらを同一に行うのか、別とするのかの整理を考えております。
8	評価とは2つの意味合いがあり、一つは「説明責任としての評価」であり、各目標に対して、各現場がどのように取り組んだのか、結果を見て成績をつけるような総括的な評価を可視化できる成果となっているのかという視点で示せるという意味での評価。もう一つは、この計画の評価として新しく挙がってきたものとして、アクションステップも含めた「改善へ向けていく形成的な評価」があるのでないでしょうか。各所管課の職員は、評価する側であると同時に評価される側となる。それが更に評価を積み重ねることで改善の当事者にもなっていくためのプロセスが必要ではないかと考えています。そして、改善のベースにあるのは対話であり、対話が評価の循環の一つのキーになると思います。	また、評価へ向けた報告書の作り方として、これまでどおり全ての事業を審議会にお諮りするか、事務局である程度選定をしてお諮りするのかどちらが適しているのかは課題であると考えています。 審議会に重点的にお諮りする場合には、選定視点が必要と考えますが、これについて改善が見られた事業や、新たな取組が見られた事業、または改善が必要と所管課が考える事業をピックアップしたらどうかというご意見をいただきました。また、審議会にお諮りしつつ、所管課の職員にもフィードバックすることで、更なる自己改善を促していく仕組みといった新たな知見もいただきました。いただきましたご意見を基に再度事務局として考えていきたいと思います。
9	例えば、各部署の方が、研修という形で他部署の評価のデータを見ながら気づきを共有するとか、こんな変化が起きているねと、必ずしも改善点だけではなくて、起きている変化についてお互いに価値を感じ合う、認め合うとか言語化するということも含めて評価の当事者のプロセスをつくっていけるかということを、すぐにではなくとも近い将来に行うことができるようになればよいと思います。	また、(3)8.のご意見・回答にもございますとおり子どもの意見聴取・反映については権利委員会での評価もございますので、こちらも併せて検討していきたいと考えております。
10	所管評価をCとしている場合には、担当者が何か困っているかもしれないことがありますので、各所管課の困り感に寄り添うことがあってもよいかと思います。その際、困りごとをどう共有するのかということも考える必要があるのではないかと思いますが、それにより行政内のコミュニケーションがよくなるのであれば、目的に資するのではないかと思います。	
11	全ての事業をどのように評価検証していくのかということと、所管課が自己点検評価をする中で事業がうまくいかないことがあり、それを改善するためにはどうしたらよいのかと困っていることについて、対話をしながら考えていくということがあってもよいのではないかでしょうか。	